

積丹の自然を未来に繋ぐプロジェクト【SHAKOTAN 海森計画】

【SHAKOTAN 海森会員】のご案内 2023

(パートナー企業・団体の皆様)

■ 「わたしが繋ぐ、おいしい未来」がキーワード

SHAKOTAN 海森計画は、冒険心くすぐる積丹の「海の碧と森の緑」をフィールドに、豊かな食や風土、地域の暮らしの魅力を共に感じ、共に学び、共に楽しむことを通じて、大切にしたい自然を未来に繋ぐプロジェクトです。

私たちは、この活動を通じて、鯨漁で賑わった繁栄の時代を彷彿とさせるような、世界からヒト・モノ・コトが集まる「場」を創造し、積丹ならではの豊かさの象徴となる「海森文化」の育成に取り組みます。



■ 「SHAKOTAN 海森会員」(パートナー企業・団体)

趣旨にご賛同いただける企業・団体の皆様にご加入いただく会員制度です。

会員規約及び下記の個人情報保護に関する留意事項をご確認の上、ご入会ください。

<会費>

- ・50,000円(消費税込) / 口・年(口数に制限はございません)
- ※11月~3月にご入会の場合は、翌年度分の会費を含みます。

<会員特典>

- ・企業・団体ロゴ等のホームページ上への掲載(ご希望企業・団体様)
 - ・海森サイトへのイベント告知・報告記事の掲載
 - ・海森スタジオのイベント企画・実施・共催等へのご協力
 - ・海森スタジオの会員限定での有償利用(貸切利用1日5,000円、他)
 - ・企業会員同士の交流会開催
 - ・(株)積丹スピリット商品「火の帆「KIBOU」」(500ml)を口数に応じて進呈
- ※特典に関しては告知なく変更になる場合がございます。
変更がある場合は、都度お知らせいたします。



■この取り組みの主体、海森スタジオ所在地

主 催：株式会社積丹スピリット

運 営：海森事務局(株式会社 GB 産業化設計)

協 力：一般社団法人やん集小道協議会

所在地：北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗 39 番地 36

■個人情報保護に関する留意事項

※ 皆様からいただきます個人情報は、株式会社 GB 産業化設計のプライバシーポリシー(個人情報の取り扱いについて)の基本方針に基づき適切に管理いたします。

※ なお、株式会社積丹スピリットとは、期間限定割引クーポン等の発行や新商品の案内を目的とし、秘密保持に関する覚書を締結の上、皆様の個人情報を共有させていただきます。

海森事務局(株式会社 GB 産業化設計内)

TEL: 011-211-4689

Email: info@umimori.club

【SHAKOTAN 海森会員】会員規約

(名称)

第1条 この会は、「SHAKOTAN 海森会員」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、積丹町大字美国町字船澗 39 番地 36 に置く。

(目的)

第3条 本会は、「SHAKOTAN 海森計画」に基づき、積丹の豊かな食や風土、地域の暮らしの魅力の体感を通じて、貴重な自然を未来につなぐ活動を行うことを目的とする。

(活動の内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- (1) 地域の食や風土、暮らしを体感する活動
- (2) 積丹の海の美化や森づくり、SDGs、カーボンニュートラル、テレワーク等の地域創生に貢献する活動
- (3) その他本会の目的に合致する活動

(会員の資格)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 個人会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った者とする。
- (2) 企業・団体会員も、個人会員同様に入会登録を行った者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会手続きを行った者とする。

(会費)

第7条 会員は、本規約に定める会費を納入しなければならない。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員 4,000 円(消費税込)／入会時のみ
- (2) 企業・団体会員 50,000 円(消費税込)／口・年度

※11 月～3 月に入会した場合は、翌年度分の会費を含む。

(運営委員会の設置)

第8条 本会は、事務局が指定する者により「SHAKOTAN 海森計画 運営委員会」を設置する。

2 運営委員会は、年度ごとの活動方針や課題等への対応を協議する。

(事業報告書及び決算)

第9条 事務局は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、運営委員会並びに会員に報告する。

2 収支計算書については、運営委員会から1名、監査を選任し、帳簿の監査を行うものとする。

(事業年度)

第10条 この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、株式会社GB産業化設計に置く。

(会員資格の抹消)

第12条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営委員会の決定を経て登録を抹消することができる。

- (1) 1年以上、会員との連絡が取れなくなった場合。
- (2) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(規約の変更)

第13条 この規約の改正は運営委員会の議を経て決定する。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この会則は、令和3年10月1日から施行する。